

令和5年度首都圏等大都市圏における交通広告掲出業務委託（その3）  
業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和5年度首都圏等大都市圏における交通広告掲出業務委託（その3）

2 業務の目的

首都圏からの誘客を促進するため、都内において、東京メトロの主要駅に交通広告を掲出することにより、三重県の認知向上を図ることを目的とします。

3 委託業務の概要

(1) 委託業務の実施期間

契約の日から令和6年3月29日（金）

(2) 委託業務の主な内容

ア 交通広告（サインボード）を掲出すること。

イ 効果測定を実施すること。

4 委託業務の内容

(1) 交通広告（サインボード）の掲出

都内において、東京メトロの主要駅に、2か所、長期（6か月以上）で、交通広告（サインボード）を掲出すること。

なお、サインボードの具体的な掲出時期は、事業者決定後、みえ観光の産業化推進委員会（以下「当委員会という。」）と協議の上、決定するものとする。

また、掲出するサインボードのクリエイティブは、事業者決定後に当委員会が提供するものとし、事業者は、当該業務の実施にあたって、必要に応じてクリエイティブのリサイズや修正等を行うものとする。

(2) 効果測定の実施

サインボード掲出前後に、効果測定のための調査を実施すること。

5 報告書及び成果物の提出

(1) 納品物

紙媒体（原則としてA4版、1部）及び電子データで、「委託業務実績報告書」を提出すること。

(2) 納入場所

みえ観光の産業化推進委員会事務局  
（三重県観光部観光誘客推進課内）

(3) 納入期限

令和6年3月29日（金）

## 6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 7 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 当委員会に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当委員会と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 8 その他

- (1) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- (2) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、当委員会の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (3) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって当委員会に譲渡されるものとします。また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとします。
- (4) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、当委員会の検査後に支払うものとします。なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、概算払いをすることができるものとします。
- (5) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに当委員会に報告し、当委員会の指示に従ってください。
- (6) 受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければなりません。
- (7) 当委員会は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。

- (8) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応してください。
- (9) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、当委員会と協議し、その指示に従ってください。
- (10) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、当委員会と協議して実施するものとします。